

家族という概念を何が支えているのか ——補完性の原理を經由して⁽¹⁾

奥田 太郎

はじめに

家族とは何か。一見すると誰もが簡単にその答えに辿り着けそうなこの簡素な問いは、その見かけに反して、一度立ち入ると容易に抜け出すことのできない実に厄介な問いに他ならない。実際、この問いをめぐってこれまでに、生物学、遺伝学はもちろん、人類学、歴史人口学、比較家族史研究、社会学、法学など、様々な領域で膨大な研究が積み重ねられてきた。もちろん、そのアプローチはきわめて多様で、地域の違いや時代の違い、生物種としての違いなど、異なる視点から様々な形態の「家族」が把握され、またそれが「家族」なのかと問い直され続けている。

円満な家庭の中で大切な家族に囲まれていると感じている人であるか、家族と呼べる存在が身近にない状態で日々を過ごす人であるかにかかわらず、ほとんどすべての人びとにとって家族は、きわめて馴染みのある、時に煩わしいほどに消去し難く傍らにあるものであろう。にもかかわらず、家族とは何かを明確に捉えることはきわめて困難である。エスノメソドロロジーの見見に基づき社会構築主義の立場をとる社会学者グブリアムとホルスタインは、家族とは何かを包括的に把握できる視座は存在しないということを次のように表現している。

友だちを家族と呼ぶ人もいた。ペットを家族と呼ぶ人もいた。多国籍企業を家族と呼ぶ人もいた。逆に、妻や子ども、両親を家族と呼ぶのを拒む人もいた。誰が正しいのだろうか。ある人たちは、自分たちは同じ家^{ホーム}に住んでいるから、自分たちが本当の家族かどうか他人よりよく分かると述べた。また、ある人たちは、自分は世帯のメンバーでないからこそ、家族についてより客観的に知っているのだと主張した⁽²⁾。

(1) 本稿は、2015年7月6日に開催された北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター主催の第2回応用倫理研究会での報告内容を再構成した上で書き下ろしたものである。様々な角度から多くの示唆を与えてくれた参加者諸氏に感謝したい。

(2) グブリアム&ホルスタイン 1997、11頁。

それほどにつかみどころのない家族について、なぜか誰もがわかったような気になっている。本稿では、そうした家族という概念について、それを何が支えているのかを明らかにすることによって可能な限り包括的に理解しようと試みる。そして、そうした包括的な理解のために有効な枠組みを、カトリック社会倫理学の重要原理の一つ、「補完性の原理」に求める⁽³⁾。

1. 家族であるものと家族でないもの

まずは、具体的にいくつかの人間関係のまとまりを挙げて、それらを私たちが家族だと考えているのか、また、考えうるのかを見てみよう。

一般的に「核家族」と呼ばれるのは、父・母・子の組み合わせから成る集団であり、これが多くの場合に「家族」と言われて連想される典型であろう。父母と子の間に遺伝的なつながりがあるか否か（実子か養子か）という違いがあるとしても、異性から成る両親と子の組み合わせが、家族なるものの原型（まさに核）と考えられているように思われる。同性から成る両親と子の組み合わせは、それが家族として受け入れられる際にも、原型としての父・母・子の組み合わせのヴァリエーションという位置づけでの受容となりがちだと考えられる。

では、婚姻関係にある二者はどうだろうか。婚姻関係にあるが別居中の夫婦は家族と言えるだろうか。反対に、婚姻関係にはないが同居中のカップルは家族と言えるだろうか。また、婚姻関係を解消した元夫婦は家族と言えるのだろうか。これらはいずれも、法的な関係の有無と生活の実情とが必ずしも即応しない場合のある二者集団だが、それぞれどのような意味で「家族」と呼ばれうるのか異なる境界事例である。

同じ構造は、親子関係に類する集団にも当てはまる。たとえば、親子の縁を切ったと相互に考えて別居し今後一切会うつもりのない親子は、家族なのだろうか。あるいは、遺伝的なつながりがなく養子にもしていない子どもと同居する大人がその子どもを養育している場合、この集団は家族なのだろうか。親子の縁を法的に切る方法は存在しないため、法的な関係性を重視すれば、前者は家族だが後者は家族ではないということになるかもしれない。他方、生活の実情を重視すれば、前者は家族ではないが後者は家族であるとも考えられる。

親と子の間の遺伝的なつながりに着目した場合には、現代の生殖補助医療技術を通じて形成される親と子の関係が問題となる。最も複雑な状況としては、精子提供者、卵子提供者、出産者、養育者がいずれも異なるような場合が考えられる。つまり、遺伝上の親が2人、生みの親が1人、育ての親が2人いるような子どもの場合、その子どもにとっての家族とは、いったいどの人たちまでを含むのか。それぞれ異なった種類の親がいる、ということは言えても、それら

(3) 現代社会の重要課題に対する「補完性の原理」の有効性については、南山大学社会倫理研究所の同僚マイケル・シーゲル氏との10年以上にわたる日々の対話や研究プロジェクト運営の中で私自身が学んだことである。そうした経緯もあり、本稿をマイケル・シーゲル氏に捧げたい。

べての親がその子どもにとっての家族だ、と即座に断言できるほど明白な家族関係がそこに見出されるわけではあるまい。

また、法や倫理に反するような関係性をもつ集団を家族と呼びうるだろうか。たとえば、配偶者とは別の相手と不倫関係にあり、その相手を実質的に扶養している場合、その相手は家族と呼びうるのか。仮にその相手を家族と呼びうるのだとすれば、その相手に配偶者を含む血縁関係者がいる場合、その人たちは、まったくの赤の他人であって家族ではないのだろうか。社会規範によって禁じられている関係性に基づいている以上、どれほど当人が主観的に相手（および相手の配偶者と血縁関係者）を家族だと認定していたとしても、社会的には家族だと認められない（あるいは、認められるべきではない）ということになるのかもしれない。

まったく遺伝的つながりが存在せず、性的な関係にもないような集団の場合はどうだろうか。たとえば、ドラえもんとのび太、野比家の人びとのような、居候とその居候先の人びととの関係は、家族とは呼べないのだろうか。あるいは、海賊やマフィアのようなアウトロー集団によく見られる盃を通じた関係はどうであろうか。互いに、「オヤジ」「オジキ」「息子」「兄弟」と呼び合う間柄をもつ集団は、家族と呼ぶに値しないのであろうか。はたまた、ある種の思想を共有する人びとが、人種や居住地域を越えたつながりをもって、一つの「一族」としてのアイデンティティを相互に抱いている場合、その集団を家族と呼びうるのであろうか。

以上、様々な種類の家族候補を列挙してきたが、電車の中で偶然隣に乗り合わせた2人の乗客、学校のクラスメイト、大学の教室で特定の授業を受けに集まった受講者の集団など、ここに挙げなかった関係を含めると、それらは、家族、準家族（あるいは疑似家族）、非家族に大まかに分類できるだろう。そして、家族と準家族の境界、および、家族と非家族の境界にそれぞれ固有の問題があるように思われる。

たとえば、「僕たちはもう家族同然です」という言い方をすることがあるが、ここではあえて「家族同然」という表現を用いることで、そこにある関係性があくまでも準家族にすぎないということが含意されている。「家族同然」といった語りが成り立つその背後には、「本当の家族は別にある」ということが前提されている。正確にパラフレーズすれば、「僕たちは、本当の家族ではないけど、もう本当の家族のようなものです」ということである。遺伝的つながりの有無にかかわらず、私たちは「家族」と「家族同然」を使い分ける。家族と準家族の間の隔たりがこの使い分けを支えているわけだが、この隔たりは、実はかなり大きい。それまで非家族であった人を準家族と認めることは比較的容易だと思われるが、家族と認めることには相應の覚悟を要するだろう。この覚悟を求めるものこそが、家族を家族たらしめるものの一つであろう。

他方、「あんなやつは、もう家族でも何でもない」という言い方もある。それまで家族であった人を非家族と認めるという宣言であるように見えるが、この言明には一筋縄ではいかない独特の含みがある。試みに「家族」の部分に「友達」や「仲間」を入れてみるとよい。「友達」や「仲間」の場合、それは基本的には選択的な関係性として理解されているがゆえに、「も

うそうではない」という言明は、事実もはやそうではない、ということの意味しても違和感がない。しかし、「家族」の場合は、「もうそうではない」という言明が、事実もはやそうではないことを意味しているとは言い切れない余地があるように思われる。遺伝的つながりをもつ家族について、「もう家族ではない」と宣言することで即座に家族でなくなると言えるだろうか。あるいは、遺伝的つながりをもたない家族についても、そうした宣言が即座に非家族への移行をもたらすかは疑わしい。

さきほどの言明と合わせて考えると、家族という関係性は、一度成立してしまうと随意的に解消することが困難なものであるがゆえに、非家族から家族への移行には覚悟が要求され、家族から非家族への移行は瞬間的には生じない、ということになる⁽⁴⁾。この家族という関係性のもつ独特のコミットメント要請は、何に由来するのだろうか。

2. 家族なるものの3つの成立条件

家族と非家族の間の双方の移行が随意的に成立し難いのだとすれば、その背景に、生物学的な自然的基盤があり、それが外側から家族関係を規定しているのではないかと考えることも可能である。実際、人びとがあまりじっくりと考えずに家族について語るときには、遺伝的つながりをもった生物学上の単位としての側面を意識していることが多いように思われる。たとえば、家族の多様化と言われる昨今にあっても、結局のところ、父・母・子からなる小集団が家族の基本形であり、それは生物学的基盤をもつがゆえに、私たちにとって強固な制約を与える、というように考える者もいる。父・母・子からなる小集団こそが「自然な」家族の形だ、と思っている者も少なくないだろう。

しかし、家族には、本当にそのような自然的基盤があるのだろうか。たとえば、「核家族」という概念を見出した米国の人類学者G. P. マードックは、250の人間社会が示す様々な家族形態が、すべて父・母・子からなる核家族の組み合わせとして捉えうることを統計的な調査を通じて主張した⁽⁵⁾。また、哲学者ジョン・ロックの研究者でありながら比較家族史研究で画期的な業績をあげたピーター・ラスレットは、その編著書『過ぎし日の世帯と家族』⁽⁶⁾の中で、近代以前のイングランドやヨーロッパにおいて核家族的な世帯が多く存在していたことを明らかにして、人口に膾炙していた「近代化が小家族化と核家族化をもたらした」という家族変動

(4) 上野千鶴子による次の指摘がこれに関連するだろう。「自発的で選択的な関係—したがって結成も解消も可能な関係—を、人は「家族」とは呼ばないということ、したがってある選択的な関係が「家族のような」という比喩で呼ばれる時には、その関係の基盤を選択的なものから絶対的なものに置き換えたいという動機が働いているということである。」(上野 2002、350頁)

(5) マードック 1986、24-25頁。

(6) Laslett 1972.

論を否定する研究成果を打ち出し学界に衝撃を与えた⁽⁷⁾。しかしながら、マードックの核家族普遍説には数々の異議が申し立てられ、ラスレットの説に対しても、核家族的な世帯の分布が主流をなしたのは北西ヨーロッパに固有の現象であることが示され、地理的な相対性を主張する反論が寄せられている。つまり、核家族的な集団は、人間社会の中になんまり広範に存在するものではあるが、例外を許さぬほどに普遍的に見られるものとは言えない、ということは明らかであるように思われる。

では、核家族的な集団を家族の原型とするのは、近代の社会が作り上げたまったくのフィクションだと断言できるのだろうか。これについて、興味深い知見を提示しているのが、霊長類学者の山極寿一である。山極によれば、集団の中に単なるオスでもなくボスでもない、父という存在を確立し、家族という社会単位をもつのは、霊長類の中でも人類のみである⁽⁸⁾。

たとえば、ゴリラは、一頭のオスと複数のメスからなるハレム型の集団を形成し、子どもたちは思春期に達すると、生まれ育った集団を離れていくが、他の集団に受け入れられるのはメスのみであり、成熟したオス間の反発関係が強いため、自分の集団をつくるまで若いオスは単独で生活する⁽⁹⁾。他方、チンパンジーは、複数のオスとメスからなる20~120頭の集団をつくり、メスだけが思春期に他の集団に移り、オスは生まれ育った集団に残留する。同一集団内のオスは共同生活を送るが、異なる集団に属するオスの間には強い反発関係がある⁽¹⁰⁾。ゴリラの集団もチンパンジーの集団も、それぞれの仕方で近親間の交尾を回避する集団維持機構をもっているが、そこに「父」というものは見出だされないという⁽¹¹⁾。山極は、父となることの難しさについて次のように述べる。

男が父親になるためにはまず女から持続的な配偶関係を結ぶ相手として選ばれ、次にその母親を通じて子どもたちから選ばれるという、二重の選択を経なければならないのである。どちらが欠けても父親にはなれない。出産・授乳という行為をもてない男にとって、自分の意志だけでは親になれないという宿命がある⁽¹²⁾。

かなり位相の異なる話になるが、日本の民法における親子関係の規定にも、父となることの難しさを看取することができる。日本の民法では、母子関係が出産という事実によって定まる、すなわち、生みの親が母親である、とされているのに対して、父子関係の成立についてはかなり複雑である。女性が子を懐胎した場合、その女性はそのまま難なく母親となりうるが、

(7) 落合・小島・八木 2009、3頁。

(8) 山極 2015、13頁。

(9) 山極 2015、55頁。

(10) 山極 2015、55-56頁。

(11) 山極 2015、15頁。

(12) 山極 2015、22頁。

父親として誰が法的に認められるかは、子の懐胎時期に左右される。婚姻中に懐胎した子の場合は、子の母親と婚姻関係にある夫がその子の父親となる。それ以外の場合は、父と指名された男性が認知することで父子関係が成立する。ただし、婚姻が成立した日から200日以後、あるいは、離婚後300日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したと推定されることになる。もちろん、男性と子の間に生物学上の父子関係があるか否かによって、その推定が覆されることもありうる⁽¹³⁾。

このように、男性が、法的に、生まれてきた子の父親になることは、通常私たちが考えているほど簡単なことではない。ある男性が父として法的に認定されるのにこれほどの迂路をたどることを考えれば、自然の中で父なるものがそれほど簡単に成立しないことは容易に察しがつくであろう。

さらに山極は、人類社会における父なるものの創造が、家族という他の霊長類にはない社会単位を生み出した、と考える⁽¹⁴⁾。

人類は親族組織を強化して、父親の役割に大きな権威を付与した。父親がつねに配偶者や子どもたちと同居していなくても、その影響が及ぶようにしたのである。/このように、人類の父親は類人猿から引き継いだ特徴を契約によって補強した文化的な存在である。そのため、父親をめぐる慣習や掟は地域や文化によって変容しやすく、結果として多様な家族や親族組織を生み出すようになった⁽¹⁵⁾。

山極は、さらに、父なるものの創造を「自然のつながりによって編成されていた集団を、人類が文化的な操作によってつくり直した出発点」⁽¹⁶⁾と位置づけ、そこから生じた家族という集団単位の成立によって、人類の社会的な発展が生じたという見通しをつけている。

人類の文化に普遍的な家族という集団単位の創造は、人類の発展させたさまざまな新しい特徴がひとつの合理的な系として完成された例ではないかと思わせる。家族の成立によって、人類は集団のアイデンティティを保ったまま、同時に複数の集団に属したり、いくつもの集団を遍歴したりすることが可能になったからである。人類は、複雑な関係を複雑なままに利用する特異な社会構造と行動様式を手に入れたのである⁽¹⁷⁾。

(13) 大村 2014、二宮 2007など。

(14) 山極 2015、15頁。

(15) 山極 2015、24頁。

(16) 山極 2015、24頁。

(17) 山極 2015、117-118頁。また、山極は別の書著でも同様の主張を行なっている(山極 2012、254-258頁)。「人類の社会は特定の男と女がつねに同居できるような閉鎖的な集団ではなかっただろう。むしろ人類は、なわばりを解消し同性どうしの連帯を強めて、個人がいくつもの集団に属せるような可塑的な社会をめざし

以上の議論が仮に正しいとすれば、以下の知見が得られたことになる。すなわち、家族は、近親間の交尾を回避する集団維持機構という血縁性に根ざす生物学的な基盤をもちながらも、そのみでは不十分であり、父という社会学的な創造物を通じて初めて家族という集団単位として成立する。換言すれば、父が父であるためには、血縁性のみならず、社会的・文化的な性質である契約性と承認性が介在していなければならない、ということである。たとえば、現代日本の民法を顧みても、血縁性、契約性、承認性が複雑に絡み合った系として家族が位置づけられていることがよくわかる。

ここまでの議論を踏まえて、本稿では、さしあたり、家族の成立条件として以下の3つを提示したい。

(1) **主知主義的条件（血縁性）**：最初に考えられるのは、家族の血縁性に関わる成立条件であり、ここでは、遺伝的なつながりや類似性の有無が決定的な役割を果たす。言わば、本人が望むか望まないかにかかわらず、その事実がある（あるいは、知られる）ことで、否応なく家族だとみなされてしまう、という主知主義的な性格をもつ成立条件である。

(2) **主意主義的条件（契約性）**：次に考えられるのは、家族の契約性に関わる成立条件であり、ここでは、取り結ばれた契約関係や当事者による認知の有無とそのあり方が決定的な役割を果たす。主知主義的条件とは対照的に、本人同士が自らの意志で家族関係を取り結ぶ契約を交わしたのならば、それ以降、契約が有効な限りで家族とみなされる、という主意主義的な性格をもつ条件である。具体例としては、本人が自らの意志で子どもの親であることを認める、父親による子の認知、あるいは、本人が誰を自分の後見人に選任するかを決められる任意後見契約⁽¹⁸⁾などが考えられる。

(3) **社会的条件（承認性）**：主知主義的条件、主意主義的条件とは独立しているが、事実上相互に関連し合いながら効力をもつ、もう一つの条件が、家族の承認性に関わる社会的条件である。ここでは、社会的な要請と社会的な承認が決定的な役割を果たす。具体的には、相続など、財の分配に関わる側面、養育など、次世代成員の育成に関わる側面、生産・消費の基礎単位としての認定に関わる側面などからの社会的要請に応じて、社会的に承認されることによっ

たはずである。このため、父性は同居と近接によってではなく、約束あるいは契約によって保証されなければならなかった。これが人類的な父性の始まりである。やがて父性は配偶者間の認知から集団全体の認知へと発展し、父親の存在を介して世代は構造化される。世代は横の広がりをつくり、インセストは縦の広がりをつくる。これらは集団の規則として徹底され、集団は複雑に分節化して親族と外婚の枠組みが形成される。その変化が必然的に家族の登場を促すことになったのである。」(山極 2012、258頁)

(18) 任意後見契約に見られる特徴は、「家族について一定の標準的な枠組みを適用するのではなく、その枠組みから離脱して、より自由な「家族的関係」を創り出す可能性が開かれているということである。では、そのような「家族的関係」の中身はどのように定めるかと言えば、ここでは当事者が締結する約束（契約）が重要になってくる。/言い換えるならば、任意後見契約（…）は、家族の多様化・契約化を担っているということもできる。」(大村 2014、48頁)

て家族だとみなされる、ということである。たとえば、家族と世帯の区別は、社会の産業構造との関係で歴史上、徐々に生じてきたものであるし、また、私有財産制が消滅すると思われた初期ソ連では、その展望が「家族の死滅」の展望とむすびつけられがちであったが、実際には、その社会的要請により、一夫一婦制勤労者小家族が積極的に推進されたり、事実婚主義が採用されたりしていた⁽¹⁹⁾。要するに、血縁性や契約性に尽きない要因によって何を家族と認めるかが歴史的に規定されてきたのである。なお、近年、家族に対して著しく求められるようになってきた、いわゆる情緒的なむすびつき等もまた、この条件に含まれる⁽²⁰⁾。

以上3つの条件が複雑に絡み合って、家族 / 準家族 / 非家族の識別が行なわれている、と考えてよいだろう。また、これら3つの条件のいずれがより大きな重み付けを与えられるのかについては、様々な要因が考えられる。本稿では、そうした様々な要因の中でもより影響力が大きいと思われる家族の機能に着目して、現在に至るまでの家族成立三条件における重み付けの変化傾向と、今後の変化への見通しをつけてみたい。

3. 家族の機能と補完性の原理

家族の機能に着目するアプローチは、特に人類学や社会学において論じられてきた。代表的なところでは、マードックの四機能説と、タルコット・パーソンズの二機能説がある。核家族の機能について、マードックは、性的機能、生殖的機能、経済的機能、教育的機能の4つを提示した⁽²¹⁾。これらの機能を核家族が固有に果たしている間は、人間社会に普く核家族が存在している、というのがマードックの立論である⁽²²⁾。確かに、これらの機能は、人間社会が持続可能であるために不可欠なものと言ってよからう。しかし、これらの機能はすべて、技術的には家族以外のものが替わりに担いうる⁽²³⁾。

(19) 比較家族史学会 1996、137頁および139頁。

(20) 情緒的なむすびつきは、現代の人びとが家族に求める重要な要素であるとしても、長い歴史の中では、ごく最近その重要性を増した要素にすぎない。それゆえ、情緒的なむすびつきについての社会的要請によって、情緒的なむすびつきをもつ集団単位が家族として承認されている、と考えるのがより広く家族を捉えることになるであろう。

(21) マードック 1986、25-32頁。

(22) 「われわれは、核家族またはそれを構成する諸関係のなかに、人間の社会生活にとって基本的な四機能の組み合わせをみることができる。すなわち性的機能、経済的機能、生殖的機能および教育的機能である。第一と第三の機能への用意がないと、社会は消滅するだろうし、第二がないと生命そのものが止まってしまう。また第四がないと、文化は終りを告げることになる。核家族のもつ大きな社会的効用、この存在の普遍性、これらを説明するものが、こうして浮き彫りにされてくるわけである。」(マードック 1986、32頁)

(23) 西原 2006、77-78頁。西原は、性的機能と生殖的機能については多くの社会において社会規範上、家族に限定されているため、現代においても家族の機能とも言えるが、性と生殖は必ずしも家族に求められるものではないとして、家族固有の機能としてみなすことを退けている。

実際、パーソンズは、近代における社会システムの分化に応じて、家族もまた家族固有の機能のみを残すことになると考え、2つの機能、すなわち、子どもの基礎的な社会化、および、成人のパーソナリティの安定化を家族固有の機能として提示した⁽²⁴⁾。マードックの四機能説で言えば、教育的機能について、学校その他の家族外の集団で行なわれる教育では賄いきれない部分をパーソンズが取り出したとも言えるかもしれない。しかし、子どもの社会化にせよ、成人のパーソナリティの安定化にせよ、それらの機能は、父・母・子からなる典型的な核家族以外の集団においても担われうるはずである。むしろ、これらの機能を担う集団単位をこそ「家族」と呼ぶ、という形で機能的な定義をした方がよいのかもしれない。

しかし、そうすると、親子の縁を切って長年顔も会わずにいる元親と元子には、社会化もパーソナリティの安定化も働いていないであろうから、この2人は家族ではないということになるが、直観的には、この2人を家族だとみなせる余地があってもよいようにも思われる。そこで、パーソンズの提起した2つの機能に加えて、個人を「補完」する機能という第三の機能を与えることを提案したい。ここで「補完」と言うのは、カトリック社会倫理学上の「補完性の原理」が意味する「補完」に他ならない。補完性の原理について少し詳しく見ておこう。

補完性の原理は、1891年に出示された教皇レオ13世の回勅『レールム・ノヴァールム⁽²⁵⁾』でその原型が示され、1931年の教皇ピオ11世による回勅『クアドラジェジモ・アンノ⁽²⁶⁾』で提示された、個人や下位集団に対する上位集団のあるべき関わり方を規定する原理である。この原理は後に、ヨーロッパ統合の際にも指導原理として用いられることとなった。『クアドラジェジモ・アンノ』では、以下のように説明されている。

個人がその発意と努力とによって果たしうる仕事を奪って、共同体に移管することが重大な不正であるように、規模の小さい集団からその果たしうる役割を奪って、より広大でより高次の集団に託することは、不正を犯すことであり、社会秩序をはなはだしく損ない、乱すこととなります。あらゆる社会活動の本来の目的は、社会の構成員を助けることであり、それを減ぼしたり、吸収したりすることではありません⁽²⁷⁾。

カトリックの伝統的自然法論を研究する山田秀は、この原理について、「上位単位の絶えざる拡張欲に対しては制約を課し、下位単位の生活圏の活動権を上位社会の侵害から防禦する(…)一方で、(…)他の権限領域に属する問題を当該上位単位社会(…)が背負い込んでならないことをも教示する」⁽²⁸⁾と説明する。正確に述べれば、ここで示されている補完性の原理

(24) パーソンズ&ベールズ 2001、35-36頁。

(25) *Rerum Novarum*, May 15, 1891.

(26) *Quadragesimo Anno*, May 15, 1931.

(27) 教皇庁正義と平和評議会 2009、157頁。

(28) 山田 2006、100頁。

では、個人、および、家族や地域共同体などの下位集団と、政府や国家などの上位集団との間の関わり方が主として規定されている。補完性の原理では、個人や下位集団の創意、自由、責任を不可侵の基盤として、それらを自律的に発展させることを「補完」するのが上位集団の唯一の役割だと考えるのである⁽²⁹⁾。つまり、元来の補完性の原理の枠組みでは、家族もまた上位集団から補完されるべき基本単位の一つであり⁽³⁰⁾、個人と家族の間の関係について補完性の観点からどう捉えるべきかということはそれほど明示的に言及されていない。

しかし、すでに述べたように、ヨーロッパ連合（EU）へとヨーロッパ諸国が統合される際に、その動きを牽引したのが補完性の原理であったし、また、米国の研究論文では、連邦制との対比で論じられることも多く、さらに、2000年12月に採択されたEU基本憲章では、補完性の原理の射程は人権の領域にまで拡張されている⁽³¹⁾。したがって、そうした包括的な捉え方をするならば、理論的には、補完性の原理の原型は、自律的な個人を補完するものとして家族をはじめとするすべての集団の役割を規定する、ということになる⁽³²⁾。そこから敷衍すれば、補完性の原理によって、家族は、その成員である個人がその主体性を失うことなく自律的に活動できるように促す機能を果たすことを要請されるのである。

ここまでの議論を踏まえて、本稿では、個人の自律的発展の補完を家族の基本機能であると考える。時代の状況に応じて、その基本機能には、マードックの言うような性、生殖、経済、教育の機能が拡張されたり、パーソンズの言うような子どもの社会化と成人のパーソナリティの安定化といった機能が拡張されたりする。現代社会では、マードックの四機能は家族外のも

(29) 教皇庁正義と平和評議会 2009、156-158頁。

(30) 「社会も国家も、家庭そのものの社会的次元を吸収したり、それにとって代わろうとしたり、それを縮小させたりすることはできません。むしろ、社会と国家は補完性の原理に従って、家庭の社会的次元に大きな敬意を払い、それを承認し、尊重し、奨励しなければならないのです。」（教皇庁正義と平和評議会 2009、214頁）

(31) Carozza 2003, pp. 38-39.

(32) 本稿では掘り下げて論じないが、補完性の原理が効力をもつためには、個人が個人としてその自律性を尊重される理由付けが必要となる。カトリック社会倫理学上は、神と人間の関係をその理由としたり、あるいは、伝統的自然法論がその理由を提供したりすることが考えられる。また、現代政治哲学に絡めて述べるなら、以下のような素描が可能であろう。たとえば、リバタリアニズムは、個人の権利を核として、個人の力能の範囲の及ばない治安維持等の最小限の権限だけを政府に認めるので、個人にできることはあくまでも個人に任せ、国家や政府といった大きな集団はその活動を支える役割のみ果たしうる、とする点では、補完性の原理の発想に近似している。他方で、リベラリズムもまた、個人の自由を保障しつつ、個人々では果たしえない生活のボトムラインを支えるものとしての社会福祉を支持しており、個人にできないことを国家や政府が支援するという点では、補完性の原理の発想に近似していると言える。さらに、そもそも補完性の原理の足場であるカトリック社会倫理学が主として拠り所とする伝統的自然法論とその思想的伝統を共有するコミュニタリアニズムもまた、個々の人間が本領を発揮するための「共通善 / 共同善」を実現するための補助的役割を国家や政府に求める限りで、補完性の原理の発想に近似している。

のによって代替されるようになったため、パーソンズの二機能が優勢になっている。そのように捉え直しておこう。そして、個人の自律的発展の補完という基本機能を家族に見出すのであれば、前節で提起した3つの条件のうち、血縁性に基づく主知主義的条件の重みは小さくなり、契約性に基づく主意主義的条件と承認性に基づく社会的条件の重みが大きくなるはずである。昨今の家族の多様化と称される事態は、個人の自律的発展の補完という家族の基本機能が、その機能拡張の変遷を経て、より前面に出始めていることの証左なのではあるまいか。だとすれば、今後の家族のあり方を決める3つの条件間の重み付けは、契約性と承認性の重みを大きくする方向でさらに変遷していくことが見込まれるだろう。

4. 家族選択の自由へ——家族概念のインフレ戦略

ここまでの議論を整理しておく、家族という概念を支える条件には、血縁性に基づく主知主義的条件、契約性に基づく主意主義的条件、承認性に基づく社会的条件の3つがあり、それらに様々な重み付けが与えられることで、私たちの社会の中には多様な仕方家族が認められてきた、ということになる。その際、その重み付けを左右するものとして、個人の自律的発展の補完という基本機能を中心とする様々な家族の機能があり、現代では、基本機能に即する形で、血縁性の重みが減少し始めているように思われる。

家族の発生論という観点で捉えれば、人間は、血縁性に基づく自然的な集団から、自然にはなかった「父」と「家族」を文化的・社会的に生み出し、様々な種類の集団に重層的に帰属するような複雑な構造をもつ社会を発展させてきた。それゆえ、家族なるものは、自然的基盤を明確にもちながら社会的・文化的規範の側面をきわめて強くもつものである。そして現在、私たちは、社会関係の複雑化に対応する形で、「父」と「家族」の仕組みと概念を獲得するに際して利用した自然的基盤という梯子を外しうる段階にさしかかっているのかもしれない。少なくとも、規範的には、その種の梯子を外すことが要請される機会が増えているのは間違いないだろう。

そうした要請に応える一つのやり方として、家族のデフレ戦略が考えられる。すなわち、現在、家族に負われ過ぎている様々な社会的機能を家族外のものに切り分け移行させていく、という戦略である。この戦略では、多くの人びとによって典型的だと考えられている家族観は保持したまま、それが担う機能だけを切り詰めていくことになるため、実現可能性は高いだろう。しかし、この戦略では、多様な家族を認めていくことを却って難しくするのではなかろうか。というのも、家族なるものから様々なものを剥ぎ取る代償として、家族なるものの外延を狭くしてしまうからである。そのことによって、3つの成立条件のうち、血縁性に基づく主知主義的条件のみが全面に迫り出してくることもなりかねない。

他方、それとは反対に、家族のインフレ戦略もありうるだろう。インフレ戦略では、家族の3つの成立条件のうち、契約性に基づく主意主義的条件と承認性に基づく社会的条件の重みを

さらに大きくして、家族なるものの外延を広げることになる。この戦略の先には、思想・言論の自由のように、国家権力の圏域を統制する機能をもつ自由としての、「家族選択の自由」への要請が現われることになる。この自由が認められれば、婚姻関係や血縁関係以外の関係にある人びとも家族にする自由が私たちにはある、ということになる。この戦略を採れば、家族なるものにべったりとつきまとう血縁性の特権化が大幅に緩和されることになろう。もちろん、家族選択の自由には、血縁性を重んじた家族選択を行なう自由も含まれるが、そこではそれはあくまでも一つの選択肢を採用することにすぎない。家族なるものに負わされ過ぎたものを、家族なるものの外延を大幅に広げることによって軽量化するのが、家族のインフレ戦略である。

確かに、現時点では、デフレ戦略の方が実現可能性は高いかもしれない。しかし、現状として、私たちには「世帯選択の自由」が実質上認められている。かつては区別されていなかった世帯と家族の間の境界線をまた少し動かすことで、インフレ戦略の実現可能性を高めることができるかもしれない。また、現代における生殖補助医療がもたらす諸問題は、視点を変えて考えれば、家族選択の自由をめぐる問題をその大きな部分として含んでいる。従来の家族観に合わせるのではなく、家族観の枠組みを選択の自由へと解放していく方向で生殖補助医療の諸問題を考察すれば、新しい処方箋が得られるかもしれない。

いずれの戦略を採るにせよ、重要なのは次のことである。家族なるものは、確かに、自然的基盤をもつが、その基盤は、その気になればいつでも外せる梯子にすぎない。この梯子を外さないのか、外すのか。この問いが問いとして成り立ちうるということは、家族選択の自由への扉が少なくとも見えるところに現在、私たちが立っているということを暗示しているのである。

文献

- Carozza, Paolo G. [2003] "Subsidiarity as a Structural Principle of International Human Rights Law," *The American Journal of International Law*, vol. 97, no. 1, pp. 38-79.
- Laslett, Peter (ed.) [1972] *Household and Family in Past Time*, Cambridge University Press.
- 上野千鶴子 [2002] 「ファミリー・アイデンティティのゆくえ」佐々木潤之介編『日本家族史論集1 家族史の方法』吉川弘文館。
- 大村敦志 [2014] 『家族と法—比較家族法への招待』左右社。
- 落合恵美子・小島宏・八木透編 [2009] 『歴史人口学と比較家族史』早稲田大学出版部。
- 教皇庁正義と平和評議会編 [2009] (マイケル・シーゲル訳) 『教会の社会教説綱要』カトリック中央協議会。
- グリアム、J・F & J・A・ホルスタイン [1997] (中河伸俊、湯川純幸、鮎川潤訳) 『家族とは何か—その言説と現実』新曜社。(Jaber F. Gubrium & James A. Holstein, *What Is Family?*, Mayfield Publishing Company, 1990.)
- 西原尚之 [2006] 「家族再統合論の吟味—「なぜ家族なのか」という問いかけ—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』vol. 15, no. 1, 73-84頁。
- 二宮周平 [2007] 『家族と法—個人化と多様化の中で』岩波新書。
- パーソンズ、T & R・F・ベールズ [2001] (橋爪貞雄他訳) 『家族—核家族と子どもの社会化』黎明書房。(Parsons, T. and Bales, R. F., *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge and Kegan Paul, 1956.)

比較家族史学会編 [1996] 『事典 家族』 弘文堂。

マードック、G・P [1986] (内藤莞爾訳) 『社会構造—核家族の社会人類学』 新泉社。(Murdock, G. P., *Social Structure*, Macmillan, 1949.)

山極寿一 [2012] 『家族進化論』 東京大学出版会。

山極寿一 [2015] 『父という余分なもの—サルに探る文明の起源』 新潮文庫 (初出は、1997年、新書館)。

山田秀 [2006] 「共同善と補完性原理—伝統的自然法論の立場から—」 『社会と倫理』 第20号、95-126頁。